

## 海外旅行保険に付帯される特約

2021年2月13日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に分類が変更されました。

上記の変更に伴い、海外旅行保険に付帯される特約について改定を行いましたので、お客様のご契約されている商品・特約に応じて、それぞれの該当ページから特約をご参照ください。

商品名	ご契約に付帯されている特約名	特約の掲載ページ
海外旅行保険	疾病治療費用補償特約 治療・救援費用補償特約 疾病死亡保険金支払特約	1 ページ

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。

第2条（特約の読み替え－保険金を支払う場合）

(1)当社は、この特約により、この保険契約に疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ② 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア.～オ. のいずれかに該当する感染症（注2）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合
- ア. 一類感染症
  - イ. 二類感染症
  - ウ. 三類感染症
  - エ. 四類感染症
  - オ. 新型コロナウイルス感染症

」

(2)当社は、この特約により、この保険契約に治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア.～オ. のいずれかに該当する感染症（注4）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合
- ア. 一類感染症
  - イ. 二類感染症
  - ウ. 三類感染症
  - エ. 四類感染症
  - オ. 新型コロナウイルス感染症

」

(3)当社は、この特約により、この保険契約に疾病死亡保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

- ③ 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のア.～オ. のいずれかに該当する感染症（注）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- ア. 一類感染症

- イ. 二類感染症
- ウ. 三類感染症
- エ. 四類感染症
- オ. 新型コロナウイルス感染症

」